

少額短期保険業者向けの監督指針 新旧対照表

改正案	現行
<p>Ⅱ 少額短期保険業者の監督にあたっての評価項目</p> <p>Ⅱ-3 業務の適切性</p> <p>Ⅱ-3-3-2 保険契約の募集上の留意点</p> <p>(1) 法第 294 条関係 (情報提供義務)</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 情報提供義務の適用除外 (規則第 227 条の 2)</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ. 規則第 227 条の 2 第 9 項第 1 号イに規定される保険契約とは、例えば、世帯主が家族に対して保険をかけたうえで、保険料は世帯主が負担する場合や、法人がその被用者を被保険者として保険契約を締結する場合であって保険料を当該法人自身が負担する場合などが考えられる。</p> <p>エ. 主たる商品の販売等に係る販売促進目的の保険商品については、被保険者の意志決定を要さず、当該主たる商品の販売等との関連性を有するものとして、保険料等が主たる商品の販売等と比べ、社会通念上、景品 (おまけ) 程度のものであると考えられるものは、規則第 227 条の 2 第 9 項第 1 号ハに掲げる保険契約に該当するものとする。</p> <p>④~⑧ (略)</p> <p>⑨少額短期保険募集人が顧客に対して明らかにする氏名に係る態勢整備関係</p> <p>法第 294 条第 3 項及び規則第 227 条の 2 第 10 項第 1 号に規定する少額短期保険募集人が顧客に対して明らかにする氏名について、旧氏 (保険業法施行規則第 214 条第 1 項第 4 号に規定する「旧氏」をいう。以下同じ。) を使用する場合は、保険業者に</p>	<p>Ⅱ 少額短期保険業者の監督にあたっての評価項目</p> <p>Ⅱ-3 業務の適切性</p> <p>Ⅱ-3-3-2 保険契約の募集上の留意点</p> <p>(1) 法第 294 条関係 (情報提供義務)</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 情報提供義務の適用除外 (規則第 227 条の 2)</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ. 規則第 227 条の 2 第 7 項第 1 号イに規定される保険契約とは、例えば、世帯主が家族に対して保険をかけたうえで、保険料は世帯主が負担する場合や、法人がその被用者を被保険者として保険契約を締結する場合であって保険料を当該法人自身が負担する場合などが考えられる。</p> <p>エ. 主たる商品の販売等に係る販売促進目的の保険商品については、被保険者の意志決定を要さず、当該主たる商品の販売等との関連性を有するものとして、保険料等が主たる商品の販売等と比べ、社会通念上、景品 (おまけ) 程度のものであると考えられるものは、規則第 227 条の 2 第 7 項第 1 号ハに掲げる保険契約に該当するものとする。</p> <p>④~⑧ (略)</p> <p>⑨少額短期保険募集人が顧客に対して明らかにする氏名に係る態勢整備関係</p> <p>法第 294 条第 3 項及び規則第 227 条の 2 第 8 項第 1 号に規定する少額短期保険募集人が顧客に対して明らかにする氏名について、旧氏 (保険業法施行規則第 214 条第 1 項第 4 号に規定する「旧氏」をいう。以下同じ。) を使用する場合は、保険業者に</p>

少額短期保険業者向けの監督指針 新旧対照表

改正案	現行
<p>において、少額短期保険募集人として登録・届出を行っている氏名と顧客に対して明らかにする氏名を適切に管理する態勢を整備した上で、旧氏を使用することができる。</p>	<p>において、少額短期保険募集人として登録・届出を行っている氏名と顧客に対して明らかにする氏名を適切に管理する態勢を整備した上で、旧氏を使用することができる。</p>
<p>Ⅱ-3-14 <u>障がい者等</u>への対応 「総合指針Ⅱ-4-11<<u>障がい者等</u>への対応>」に準じて取扱うものとする。</p>	<p>Ⅱ-3-14 <u>障害者</u>への対応 「総合指針Ⅱ-4-11<<u>障害者</u>への対応>」に準じて取扱うものとする。</p>
<p>Ⅲ-2-7 少額短期保険持株会社・少額短期保険主要株主 Ⅲ-2-7-1 少額短期保険持株会社に係る承認等 少額短期保険持株会社になろうとする者は法第272条の35に基づき、あらかじめ承認を受けなければならない。承認審査にあたっては法第272条の36及び規則第211条の75に規定する書類等が法第272条の37に該当するかどうか審査するものとする。 なお、承認申請書の添付書類のうち、取締役、執行役、会計参与及び監査役の履歴書については、住民票の抄本の提出を併せて求めることとする（ただし、子会社である少額短期保険業者の役員が、申請者の役員を兼職する場合には、当該役員については財務局が特に必要と認めた者に限り住民票の抄本の提出を求めることとする。また、申請者が保険持株会社である場合には、財務局が特に必要と認めた者に限り住民票の抄本の提出を求めることとする。）。規則第211条の86第4項第3号に規定する届出についても、履歴書と住民票の抄本の提出を併せて求めることとする（ただし、子会社である少額短期保険業者の役員が、当該少額短期保険持株会社の役員を兼職する場合には、当該役員については財務</p>	<p>Ⅲ-2-7 少額短期保険持株会社・少額短期保険主要株主 Ⅲ-2-7-1 少額短期保険持株会社に係る承認等 少額短期保険持株会社になろうとする者は法第272条の35に基づき、あらかじめ承認を受けなければならない。承認審査にあたっては法第272条の36及び規則第211条の75に規定する書類等が法第272条の37に該当するかどうか審査するものとする。 なお、承認申請書の添付書類のうち、取締役、執行役、会計参与及び監査役の履歴書については、住民票の抄本の提出を併せて求めることとする（ただし、子会社である少額短期保険業者の役員が、申請者の役員を兼職する場合には、当該役員については財務局が特に必要と認めた者に限り住民票の抄本の提出を求めることとする。また、申請者が保険持株会社である場合には、財務局が特に必要と認めた者に限り住民票の抄本の提出を求めることとする。）。規則第211条の86第2項第3号に規定する届出についても、履歴書と住民票の抄本の提出を併せて求めることとする（ただし、子会社である少額短期保険業者の役員が、当該少額短期保険持株会社の役員を兼職する場合には、当該役員については財務</p>

少額短期保険業者向けの監督指針 新旧対照表

改正案	現行
<p>局が特に必要と認めた者に限り住民票の抄本の提出を求めることとする。また、申請者が保険持株会社である場合には、財務局が特に必要と認めた者に限り住民票の抄本の提出を求めることとする。)</p>	<p>局が特に必要と認めた者に限り住民票の抄本の提出を求めることとする。また、申請者が保険持株会社である場合には、財務局が特に必要と認めた者に限り住民票の抄本の提出を求めることとする。)</p>
<p>Ⅲ-2-9 産業競争力強化法に関する金融機関の留意事項 「総合指針Ⅲ-2-12 強化法に関する金融機関の留意事項」に準じて取扱うものとする。 <u>(削除)</u></p>	<p>Ⅲ-2-9 産業競争力強化法に関する金融機関の留意事項 総合指針Ⅲ-2-12 強化法に関する金融機関の留意事項」に準じて取扱うものとする。 <u>なお、産業競争力強化法第120条及び中小企業承継事業再生の実施に関する指針（以下、「中小企業承継事業再生実施指針」という。）一の中小企業承継事業再生による事業の強化に関する目標の設定に関する事項については、少額短期保険業者の計算書類等の記載方法に則し、以下の点に留意するものとする。</u> <u>(1) 中小企業承継事業再生実施指針一. イの「有利子負債合計額」は、例えば、保険契約準備金を含む負債性の資金調達手段のすべてを指し、「運転資金」は、例えば、不良債権を除く貸付債権等を指す。</u> <u>(2) 中小企業承継事業再生実施指針一. ロの「経常収入」は、例えば、経常収益を指し、「経常支出」は、例えば、経常費用を指す。</u></p>
<p>Ⅲ-2-16 同一事項に関する少額短期保険業者及び少額短期保険持株会社の届出の取扱い 同一の事項に関して、少額短期保険業者及び当該少額短期保険</p>	<p>Ⅲ-2-16 同一事項に関する少額短期保険業者及び少額短期保険持株会社の届出の取扱い 同一の事項に関して、少額短期保険業者及び当該少額短期保険</p>

少額短期保険業者向けの監督指針 新旧対照表

改正案	現行
<p>業者を子会社とする少額短期保険持株会社の両者がそれぞれ次に掲げる届出を行う必要がある場合においては、少額短期保険業者及び少額短期保険持株会社の連名により、1つの届出書として提出することが可能であることに留意する。</p> <p>① 法第272条の21第1項第2号、法第272条の42第2項第4号</p> <p>② 規則第211条の55第1項第4号又は第4号の2、規則第211条の86第4項第6号</p>	<p>業者を子会社とする少額短期保険持株会社の両者がそれぞれ次に掲げる届出を行う必要がある場合においては、少額短期保険業者及び少額短期保険持株会社の連名により、1つの届出書として提出することが可能であることに留意する。</p> <p>① 法第272条の21第1項第2号、法第272条の42第2項第4号</p> <p>② 規則第211条の55第1項第4号又は第4号の2、規則第211条の86第2項第6号</p>